

小平市議会定例会一般質問通告書

一問一答方式

質問件名: 能登半島地震に学び、市民の命を守る事前防災の備えを盤石に

質問要旨 (質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること)

東日本大震災をきっかけに、いつ起こるか分からない災害に対し、地域防災計画の改定をはじめ、ソフト・ハード両面に渡る取り組みが進む中、本年元日に能登半島地震が発災、甚大な被害が発生してしまいました。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、私たちが今できる精一杯の支援を継続して参りたいと思います。

本市においても大震災の教訓に学び、より一層の事前防災を徹底し、市民の命を守る備えを盤石にしていくため、以下質問いたします。

1.多摩東部直下型地震級の大震災等の発災の場合の、本市における避難所への避難最大想定人数と受け入れ可能人数を伺います。

2.平成20年3月一般質問以来、小平市の業務継続のため、各種BCPの策定を求め、これまで平成21年12月新型インフルエンザ編、平成23年3月震災編、平成27年3月情報システム編の業務継続計画が策定されましたが、内閣府が作成した「特に重要な6要素」は網羅されていると考えてよいですか。

3.平成23年12月一般質問で提案した災害時ホームページの代理掲載が、1年後の平成24年12月から富山県小矢部市などとの間で始まりましたが、現在までの代理掲載協定先とその他の相互応援協定及びその内容について伺います。

4.東日本大震災、能登半島地震ともに大きな課題となったのが「電源問題」、「水問題」、「トイレ問題」であることから、以下伺います。

(1) 災害時用電源について、健康福祉事務センターには、平成23年6月提案の非常用発電設備が設置されましたが、災対健康福祉部避難班等の活動拠点との位置づけからでした。その後、非常用発電設備の継続的利用のための設備改修や燃料貯蔵量の検討で、蓄電池を含め、公共施設への電源の設置はどこまで進みましたか。

(2) 水問題について、小・中学校等の飲料貯水槽の供給可能日数と供給可能量を伺います。また利根川・荒川が80%、多摩川20%を原水とし、新堀用水にも活用されている東村山浄水場系の水道水について、災害時に取水供給量を増やす協定を結んでおくことはできませんか。

(3) トイレ問題について、四川大地震を受け、平成20年6月一般質問で提案をした「貯留式マンホールトイレ」が市庁舎南側への設置を皮切りに、これまで災害時に避難所となる全市立小中学校等に設置されましたが、性能、メンテナンス及び更新について伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年2月13日 小平市議会議員 虻川 浩

小平市議会議員 虻川 浩

受付番号 [8] - (1/2)

27	26	25	24
19	19	18	17

質問件名 居住支援担当の設置による新たな課題への体制強化について

質問要旨 (質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること)

これまでも再三に渡り居住支援の必要性、重要性を訴えて来ましたが、予算措置はないながら今般、居住支援担当が設置されるとのことです。孤独・孤立対策推進法が令和6年4月に施行される事を考えると、福祉の観点から生活支援課が担当となることも理解するところです。しかしながら、住宅確保要配慮者からの相談は生活支援のみならず、高齢者、障がい者を始めとして、女性、若者、外国人、ひとり親家庭、ひきこもり、多子世帯、DV等々、多様な窓口に日常的に寄せられる共通の問題であるとも言えます。市は居住支援の推進に努めるという反面、住宅政策ではないともいう事から、今後これらの住宅困窮者への居住支援をどの様に切り分け、具体的にどの様に取り組むお考えなのかお伺いします。

- 1 居住支援担当の具体的業務内容について伺います
- 2 居住支援担当とこだいら生活相談支援センターとの連携、役割分担について伺います
- 3 こだいら生活相談支援センターは、近隣の居住支援法人へのつなぎを開始したとのことでしたが、具体的にはどの様なケースで、つないだ後はどの様な流れとなりますか
- 4 令和5年6月定例会の答弁では、引き続き居住支援法人と連携した居住支援及び居住支援協議会の設置について研究していくとの事でしたが、今回の体制強化により、目標に向かって具体的に進めるという事ですか

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年2月13日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 虻川 浩

受付番号 (8) - (2/2)

27	26	25	24
19	19	18	17

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 食品ロス削減を加速化するために

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

2019年に国でも食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され様々な取り組みが報道などでも取り上げられるようになった。事業所の実践とともに、個々人の実践も削減効果が大きい分野となることから、さらなる周知と後押しとなる事業が必要と考え以下質問する。

- 1 令和5年10月から実施されている、こだいら食べきり協力店の実施状況について伺う。また、本事業の広報と店舗への働きかけは、どのように実施したのか。
- 2 全体へのPR効果として、仮称「こだいら食べきりルール」（ドギーバッグを統一化したり、持ち帰りは自己責任であることを明確にすることなどを含めたルール）を事業者や市民と協働で制定するなどの、重ねての取り組みが必要と考えるが、市の見解は。
- 3 東京都予算案で示された、小売業における食品ロス対策総合支援等も含めて、今後の市の新たな取り組みは、どのようなものがあるか。
- 4 先進事例を参考に、食品ロスゼロチャレンジ事業（愛媛県）等を実施してはどうか。
- 5 商工会の事業と連動して、例えばスクラッチカード実施などの際に、食品ロス削減チャンス等を実施する（従来の店舗配布枚数に協力店には別途カードを配布するなどして、食べきりを実施した来店者に別枠で配布する）等の工夫をすべきと考えるが見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年2月9日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 津本裕子

受付番号 [4] - (1/2)

27	26	25	24
20	20	19	18

再質問の方式

一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 商店街の危機はまちの危機。小平市の危機を打破しよう

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

新型コロナウイルス感染症が5類に変わったが、小規模商業者にとっては厳しい状況が続いている。暮らし方の変化が経済活動に与える状況は深刻なものがある。商店街も例外ではなく、特に担い手不足が深刻である。現状を打開するために提案も含めて何点か伺う。

- 1 人と人をつなぐ事業として、こだいら人財の森を実施しているが、評価と課題は。
- 2 こだいら人財の森事業のマッチングについては、どのように行われているのか。
- 3 事業承継も重要であるが、事業承継に関する広報やマッチングについて小平市、商工会の実施例はあるか。また課題をどのように捉えているか。
- 4 大阪府の商店街サポーター創出・活動支援事業を小平市でも実施すべきと考えるが見解は。
- 5 こどもの夢商店街という仕事を探す・マッチングするなどの体験イベントが学生団体やショッピングモール事業者連携して実施され好評と聞いている。このようなイベントを市内の商店街と連携する^{べく}ようなモデル事業を実施して、子どもたちに商店街に対して愛着を持ってもらうなどの工夫ができないか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年2月9日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 津本裕子

受付番号 [4] - (2/2)

27	26	25	24
20	20	19	18

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式
1 一括質問一括答弁方式
2 一問一答方式

質問件名 虐待通報を甘く見る小平市に第三者のメスを入れ手引作成を

質問要旨

社会福祉法人ときわ会における虐待の通報を市長及び担当課が甘く見ていた件について、関係者の方々から詳しくお話を伺う機会があった。問題は多岐に渡る。小平市は虐待への意識やその根底にある人権意識はもとより、事業者と共に歩むという意識も非常に薄く感じる。改善を求めため以下質問する。

1. 前回 12 月定例会の一般質問で、市長への手紙に寄せられた詳細な虐待通報を市長が 2 ヶ月放置したことが判明しているが、その後市長はそれを読んでから、どんな対応を何日で行ったか。
2. 市は市民から虐待の話を受ける際、今回の件も含めて、録音したり会議録を作成したりしているか。もしくはその場で記録したメモを通報者に確認するなどして、一つの事案も漏らさないための方法をもって対応しているか。
3. 市は市民から虐待の話を受ける際に事案ごとに通報と相談を分けているようだが、本来は目撃事案の全てを虐待通報として受理すべきと考える。厚生労働省の市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引きにも「虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要」とある。市が通報と相談を分けている理由は。
4. 3 に関し、例えば市民が「この件は虐待通報です」と明示的に伝えた場合でも相談と判断することがあるのか。
5. 3 に関し、話した市民に対して、事案ごとに、通報の扱いにするか相談の扱いにするかを伝えて確認を取っているか。
6. 5 の確認をしている前提で、例えば市が相談の扱いにすると判断してそれを市民に伝えた時、市民から法やガイドラインを根拠に「市の判断が間違えており虐待通報としての対応を要求する」旨の要望があった場合はどうするか。
7. 3 に関し、今回共同で調査した東村山市も同様に当初から通報と相談を分けるようなやり方をしているのか。
8. 市は、虐待の目撃を連絡した市民に対し、まず法人内の虐待防止委員会に話すよう伝えたことがあったのは事実か。
9. 市内の施設で他市在住の利用者が虐待と思われる行為を受けている場面を目撃した市民が小平市に連絡をしたところ、担当者がその利用者は小平市在住ではないとして取り合わなかった事例があると聞くが事実か。他市在住の利用者についての虐待通報を小平市は受け付けていないのか、当該市に連絡することもしないのか。
10. 今回の件に関し、法人が以前設けた第三者委員会の構成メンバーが第三者性を満たしていない旨の指摘があった。市はこの指摘を関係者から受けていたか。また事業所に伝えたか。またこのことに際し昨年 10 月の全員協議会(以下、10 月全協と呼ぶ)で触れていた日本弁護士連合会の第三者委員会ガイドラインについて事業所に伝えたか。
11. 今回の件に関し、市が通報者に「不平不満があるようだがこの法人で働きたいか」という旨の質問をしたのは事実か。
12. 10 月全協でも指摘があったが、少なくとも小平市版の障害者虐待防止マニュアル(手引き)を作成する必要があると考える。その作成に際しては第三者が中心となり、今回の対応見直しから始めるべきと考えるが見解は。
13. 本年 1 月に示された法人の第三者委員会報告書には慢性的職員不足の指摘等がある。しかし市は 10 月全協で人手不足を把握していない旨の答弁をした。市は市内福祉事業のサービス品質等に目を光らせ、そのために人手不足や過密などサービスに直結する経営状況は把握し適宜アドバイスする立場にあると思うが、その考えはないのか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 2 月 14 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 13 】

27	26	25	24
21	21	20	19

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 他市と比べても異常ないじめ重大事態の対応、すぐに改善を

質問要旨

いじめ重大事態の(再調査ではない方の)調査に関し、独自に多摩地域 25 市に聞き取りを行い、本通告書提出までに回答を得られた限りにおいて次の結果を得た。

「(A) 調査報告書の原案を誰がつくるか」の問いに対し、次の通り(回答済み 21 市)。

- ① 常に第三者委員会としてのいじめ問題対策委員会が原案からつくっている(またはその予定):12 市
- ② 教育委員会(以下、教委と呼ぶ)が調査対象であったり要望がある場合は第三者委員会がつくる:3 市
- ③ 非公表(5 市)、もしくは対応経験がない等のため事案ごとに検討する(1 市):6 市

「(B) 重大事態を調査する第三者委員会審議に教委職員が参加するか」の問いに対し、次の通り(回答済み 16 市)。

- ① もともと事務局や庶務としても参加しない(分科会を設ける場合も含む):2 市
- ② 通常は事務局や庶務として参加するが第三者委員会の要請があれば参加しない:7 市
- ③ 非公表(6 市)、もしくは対応経験がない等のため事案ごとに検討する(1 市):7 市

小平市は被害者家族から何度も訴えを受けているのに、Aについては調査対象である市教委がつくり、Bについては多くの市教委職員が庶務等の名目で参加している。客観的に第三者性が担保されていない。被害者やその家族から理解が得られる状況にはない。経験豊富な複数の有識者も小平市の異常性を指摘している。上記調査でも異常性が示された。あえて付言すれば調査中に他市から小平市の異常性について嘲笑的コメントを得ることもあった。

このような状況で調査報告書をつくっても無意味である。それどころか被害者やその家族を始めとして多方面に害をなす。著しい税金の無駄遣いでもある。今すぐに改善が必要である。そのため以下質問する。

- 1. 調査報告書の原案から第三者委員会がつくるといふ、他市で当たり前に行っていることを小平市だけができないとしている理由は何か。もしくは何らかの要件を満たせば今でもできるのか。
- 2. 調査対象である市教委が調査委員会に参加しないという、他市では当たり前に行っていることを小平市だけができないとしている理由は何か。もしくは他市と同様に第三者委員会からの要請があれば今でもできるのか。
- 3. 他市にならって改善すれば信用が得られる可能性が高いのにそれをせず、そのことも原因として被害者とその家族から全く信用がない状況の中で調査報告書をつくることに、何の意味があると考えているか。
- 4. 市は上記 A や B について多摩 25 市の状況は調べたか。
- 5. A や B の異常性について市の第三者委員会(小平市教育委員会いじめ問題対策委員会)で指摘されたか。されていれば委員の中で誰が指摘し、どのように扱われたか。
- 6. 以前より指摘しているが、市の第三者委員会の委員長は第三者性に疑義がある。また副委員長は被害者家族に対し「加害者がいじめとして認識していない場合、場合によってはいじめとして認定出来ない事もある」と説明されており、基本的ないじめの定義を理解されていないようである。また委員会として A や B の異常性を放置している。複数の被害者家族から嘆願書も出されている。このような状態では、委員長と副委員長は今すぐ交替していただく必要がある。何が課題となってすぐに交替できない状況か。どうすればその課題をクリアできるか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 2 月 14 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 13 】

27	26	25	24
21	21	20	19

再質問の方式	
1	一括質問一括答弁方式
2	一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 市が重大事態の調査報告書を軽視していることについて

質問要旨

小平市立花小金井小学校で発生したいじめ重大事態に関し令和4年3月に調査報告書がまとめられた。その中で市教育委員会事務局(以下、市教委と呼ぶ)に対して次の提言がなされている。

「各学校でのいじめ問題への対応を実際に確認し、指導・助言する機会を定期的に設けることや、(略)、市教委においてもいじめ問題への知識を更新し、理解を深め、学校への指導・助言の力を向上するための研さんを積む機会を月に1回程度は実施することを求めたい。」

しかし公文書を公開請求したところ、市教委がこの提言をまったく真剣に受け止めていなかったことが判明した。具体的には、まず令和6年1月9日付で次の2件が開示請求されている。

- ① 令和3年4月から令和5年12月までの間に、市教委が、〇〇小学校で実施した、いじめ問題に関して指導・助言する機会(会議、打合せ、説明会等)の議事録、会議録や会議開催案内
- ② 同期間に市教委内部で実施された「いじめ問題への知識を更新し、理解を深め、学校への指導・助言の力を向上するための研さんを積む機会」(会議、打合せ、勉強会等)の記録(議事録、会議録や会議開催案内、会議資料等)

このそれぞれに対して、次の通り、いずれの公文書も存在しないと通知がなされた。

- ① に対して、(当該文書は)作成しておらず、存在しない
- ② に対して、(当該の研さんを積む機会は)実施しておらず、存在しない

つまり市教委は「月に1回程度は」と提言されたことを21か月以上もの間、何も実施していない。花小金井小学校では、上記調査報告書が出されたのち、2件立て続けに別々のいじめ重大事態が起き、どちらも対応が大きな問題となっている。提言が、対応の問題も含めて再発防止に役立っていない。多くのリソースを費やして調査報告書をつくる意味は一体何なのか。調査報告書の意義という観点から、再調査のことも含めて、以下質問する。

- 1. いじめ重大事態の調査報告書で「月に1回程度は」と提言されたことを、市教委が21か月以上もの間全く実施しなかった理由は。
- 2. いじめ重大事態調査報告書の提言の対象となる学校や市教委の職員はそもそも提言を読む機会があるのか。
- 3. 市長部局がいじめ重大事態の再調査を行う要件は。
- 4. これまでいじめ重大事態の被害側から再調査の要望がなされたことはあったか。
- 5. いじめ重大事態について、学校や市教委が主体となる最初の調査と、市長部局による再調査の結果は、どちらが上位にあるか。つまり両方で内容に相違がある場合、受け止める側に都合のよい報告書を正とすることがあってはならないと考えるが、両者の関係はどうなっているか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年2月14日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【13】

27	26	25	24
21	21	20	19

- | | |
|---|------------|
| 1 | 一括質問一括答弁方式 |
| 2 | 一問一答方式 |

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 市民の訴えを効果的に解決していくために

質問要旨

いじめ重大事態や体罰への対応、障害者福祉施設における虐待の通報を甘くみてきた問題を筆頭に、市が責任を負う数々の問題について、担当部署に相談しても市長への手紙や要望書等で市長へ訴えても、無視や軽視のような扱いをされ、解決の糸口すら見つからず、もしくは話が通じても改善が遅々として進まないため、埒が明かないと判断した市民がメディアや訴訟に訴え、外部からショック療法的に改善を求めるといった事例が続いている。

私が把握している限り全てのケースで、市民はいきなり報道や訴訟に訴えているわけではない。長い時間をかけて市に相談し、証拠も明示し、筋の通った合理的な形で訴え続けてきている。

報道に至れば少なからず市の信用は失墜する。そこでやっと市が動き出すという事例が見受けられる。

議員として相談を受け、解決への手助けができる事例は、市が抱える問題のうちほんの一部に過ぎない。過去の事で泣き寝入りした人の話を聞くことも何度もある。市が市民とうまくコミュニケーションを取って信頼関係を築き、またその背景にある考え方に筋があれば、既存の枠組みの中でもよい形で解決していただろうと思えることばかりである。

そこで、市が市民からの訴えを効果的に解決するための方法について考えるため、以下質問する。

1. 市民が職員の不正行為を発見し市へ訴えた場合、市は期間や体制を含めてどのように対応するか。何らかの明文化された規準はあるか。
2. 公文書上の証拠とともに職員の不正行為について市民から訴えがなされてから4ヵ月経過してもなお担当者の事情から対応が進んでいない事例があると聞いている。担当者が休んだり別の仕事が入ったりした場合でも調査や対応が進められるように、また職員一人で抱え込まないように、不正行為について訴えがあった場合は少なくとも数名のチームで対応するなど組織的に対応するべきと考えるが見解は。
3. 対市民だけではなく、部署横断的にもコミュニケーションが得意な職員を揃えて、市長直轄の組織として監査課のような組織を設けてはどうか。例えば市民が担当の部署と一定のやり取りをしても埒が明かなくなつた場合に相談をもちかけて問題解決に取り組む場所として。現行の市長への手紙は期待が裏切られてしまうものだが、それに代わる実効的な組織である。そのような組織を設けた場合に想定される課題も含め、見解は。
4. 内部統制の仕組みを活用する方法も考えられる。現在実施中の内部統制(的なもの)の試行運用を担う行政経営課は該当部署から報告が上がらない限り指導する権限がないと聞く。市民の側からすれば、問題を指摘したことについて担当部署がきちんと行政経営課に報告を上げているのか疑わしく感じる。しかし確認する術がない。そこで市民から指摘を受けたことについて、担当課を介さず、一定の基準を設けるなりして、内部統制の試行運用プロセスに乗せればよいと考えるがどうか。そのようなことは検討したか。課題があるとすれば何か。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年2月14日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平

受付番号【 13 】

27	26	25	24
21	21	20	19

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式
①一括質問一括答弁方式
②一問一答方式

質問件名 小平市の障がい者虐待通報に対する対応は適切だったのか

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

社会福祉法人ときわ会(以下、「ときわ会」とする。)の虐待報道を受けて、市民の命を守るために虐待は絶対に許さないという強い意志と組織風土は小平市にはあるのか。課題と改善点を確認する。

1. 小平市の障がい者を担当する組織体制は課長以下、どのような体制なのか。担当名及び各担当の人数を答えよ。
2. 東村山市では社会福祉協議会も訪問調査に同行するなどしているが、小平市では社会福祉協議会は同行しているのか。
3. 小平市には国の手引き以外に市独自のマニュアルや手引きはあるのか。なければ作成するべきではないか。
4. 通報と相談について、東村山市では通報をしてきたら基本的にはすべて受理し、「相談という概念はなく受理をしないで終わることはない。命に関わるのですべて受理をする」とのことだが、小平市も同様に通報・相談をジャッジするのではなく全て受理をしていくべきではないか。
5. 通報と相談について、厚生労働省から、「虐待に関する情報については、相談や通報も含め幅広く受け付けるとともに、市町村が相談や通報の内容等に応じて適切に事実確認調査等を実施する必要がある」と回答があった。小平市でまずは「受け付ける」、そして事実確認調査等を実施する必要があるのではないか。
6. 東村山市では、虐待通報があった際には、市内の場合は1時間以内に現地調査を必ず訪問して行う。市外の場合は48時間以内に現地調査を必ず訪問して行うとのことである。小平市も同様の対応をするべきではないか。
7. 東村山市では、緊急性の判断を組織で行い詳細に多角的に見極める機能を有しており、独自で緊急性の判断の透明性の確保と対応方針を見極めるため、担当部署の課長以下職員(ケースワーカーを含める)、社会福祉協議会職員で構成するコアメンバー会議を設置しているが、小平市も同様のことをするべきではないか。
8. 厚生労働省は「適切に状況を把握する観点から訪問による事実確認調査を行うことが望ましいと考えております。」としている。ときわ会関係者からの通報を受理した直後に訪問による事実確認調査をするべきだったのではないか。見解を伺う。
9. 障がい者の虐待をなくすために、市として社会福祉法人を管理する体制や施策はどのようなことを行なっているのか。具体的にはアポイントなしでの訪問は何回行なっているのか。また社会福祉法人に対する研修は市の主催で何回行なっているのか。
10. 小平市の虐待通報の緊急連絡先が公開されているが、どのような連絡体制になっているのか。
11. ときわ会からの改善報告書を最初に受理したのは何月何日か。市はときわ会に改善報告書の修正依頼などの指導・助言を何回行なっているのか。
12. ときわ会の件について東村山市は重大案件ととらえ東京都へ直接訪問し報告をしている。小平市は東京都へ直接訪問して報告しているのか。報告しているのであればそれはいつで誰が行なっているのか。
13. 社会福祉法人所轄庁の権限に基づき、小平市としてときわ会にこれまでどのような助言をしてきており、何が改善されたのか。
14. 厚生労働省は「訪問調査について電話による聞き取りも調査に当たりますか。」という質問に対して、「事実確認調査については、手引きにおいて訪問等により丁寧に行うこととしており、適切に状況を把握する観点から訪問による事実確認調査を行うことが望ましいと考えております。」と回答している。改善をするべきではないか。
15. 小平市の障害者施設で虐待があったとする内部告発を市の職員が受理しなかったとされる問題で、小林市長は会見で「通報への対応は適切だった」と説明しているが何が適切だったのか。不適切な点はまったくなかったのか。その根拠は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。 令和 6 年 2 月 15 日 小平市議会議員 殿 小平市議会議員 氏名 比留間洋一

27	26	25	24
22	22	21	

差しかえ 6.2.15 ① 6.2.15 ②

再質問の方式

① 一括質問一括答弁方式

② 一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 本年元日に発生した令和6年能登半島地震から想定される小平市の防災強化を

質問要旨 本年元日に能登半島を襲った最大震度7の巨大地震により、能登地域は厳しい冷え込みのなか断水、停電、不衛生なトイレ、感染症の拡大等、被災者の二次被害のリスクが高まる懸念があります。石川県の志賀原発は今回の地震で、使用済み核燃料のプールの水がこぼれ、冷却ポンプが40分間も停止し外部電源を受ける変圧器が損傷し、放射線量の測定設備の一部はデータを送れなくなった事故が発生しました。

小平市の被害想定は2022年(令和4年)東京都発表、首都直下地震等による東京の被害想定報告書によると、多摩東部直下地震冬・夕方、風速8m/s(小平市、震度6強(一部震度6弱))建物全・半壊棟数は3917棟、火災のうち出火件数12件、焼失棟数1900棟、人的被害のうち死者84人、負傷者1169人、帰宅困難者21347人となっています。

本年の令和6年能登半島地震から想定される小平市の防災強化を求め、以下質問いたします。

1. 本年の令和6年能登半島地震により被災者の支援、被災者の生活再建はじめ被災地の支援と復興に国をあげて取り組むことが必要になっており、予算、人材、資材、工事用の重機や資材やゴミを運搬するトラックなど輸送車などを集中し支援・復興に取り組むことが必要になっている。支援・復興に支障をきたす大問題となっているのが大阪・関西万博で、万博協会副会長・経済同友会の代表幹事の新浪氏も「被災者の対応が何より優先されるべきだ。そうゆうことであれば世界は理解してくれると思う」と述べている。国に対し市として万博開催の見直しについて意見をあげるべきと考えるが見解を伺います。
2. 地震大国において原発は危険で老朽原発の再稼働など国民の安全を鑑みないものであり、国や電力会社に原発は廃炉にすることを求め、意見をあげるべきと考えるが、市長の見解を伺います。
3. 小平市として本年の令和6年能登半島地震から本市に反映すべきことについて以下伺います。
(1)避難所におけるスフィア基準の認識と市としての対応策を伺う。(2)避難所におけるジェンダーの視点に基づく対応策について伺う。(3)避難所における高齢者の視点に基づく対応策について伺う。(4)避難所における障害者・障害児また障害傾向のある方の視点に基づく対応策について伺う。
4. 1981年の建築基準法の改正後から2000年の建築基準法改正までのいわゆるグレーゾーン期間に建てられた木造住宅の耐震化促進が課題となっている。上部構造評点0.7未満の耐震強度しかない建物は補助の対象とすべきと考える、また室内耐震シェルター設置費用を助成する自治体もあり、市として住宅耐震支援を行うべきと考えるが見解を伺います。
5. 木造住宅密集地域の改善等に係る取組については、小川西町三丁目周辺地区における取組の展開をしていると伺っているが、木造住宅密集地域の改善等は喫緊の課題である。令和2年3月に作成された「小川西町三丁目周辺地区まちづくり構想(案)」の実現に向けて、市の取り組み状況を伺います。
6. 令和6年能登半島地震では、水道水・生活用水の問題が深刻と聞くが、^{発災時}の水確保策として取り組んでいることはあるか。また雨水利用設備を備えた公共施設整備を実施すべきと考えるが見解は。
7. 通電火災の防止効果が高い感震ブレーカー設置について、市として機器購入補助を実施すべきと考えるが見解は。
8. 家具転倒防止器具の助成を実施すべきと考えるが見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6(2024)年2月15日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 細谷 正

受付番号【 21 】 - (1 / 2)

27	26	25	24
23	23	22	21

再質問の方式
① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 視覚障害者の方への日常生活支援を求める

質問要旨 視覚障害者の方々と常日頃まちで会います。日々の暮らしの中で特に「読み書きの支援に十分な時間を取ってほしい」「交通安全について改善を図ってほしい」等の要望を頂きます。

昨年9月6日付で東京都盲人福祉協会小平支部 小平市視覚障がい者協会は市に対して「令和5年度要望書」を提出されています。これまでの市の取り組み状況と課題や検討状況について伺い、日常生活支援の拡充を求め、以下質問いたします。

1. 同行援護事業について、月の支給時間数は50時間とすることが要望されていますが、現在の時間数は30時間となっており、時間拡充の課題や検討状況を伺います。
2. 同行援護事業については、読み書き支援を利用している方もあると聞いているが、読み書き支援は日常生活支援として時間数の不足を感じる当事者の方がいます。取り組み状況と今後拡充を検討できないか。
3. 同行援護事業により、当事者の方が東京都や小平市等行政が主催する行事の他、私的に文化行事に参加する機会を保障し、外出の機会を増やす取り組みが大切だと考えるが市の見解を伺います。
4. 日常生活用具(情報通信支援用具)について、本年元日に発生した令和6年能登半島地震や大規模災害が頻発している状況を踏まえ防災ラジオを普及していただきたいが市の見解を伺います。
5. デイジー図書について、現在市で提供しているデジー図書にはどのようなものがあるか。また、小平市防災マップのデジー化について課題や検討状況について伺います。
6. デイジー図書のみならず、視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、さまざまな情報を点字、音声データ等で提供するネットワークサービス「サピエ」について普及啓発を市として行うことについて見解を伺います。
7. 交通安全対策について、鉄道駅のホームドア整備が喫緊の課題であり、西武鉄道は2023年度鉄道事業設備投資計画の中でホームドアの整備に向けた検討を進める駅に花小金井駅と小平駅が公表されました。しかし当事者の方は、市内の全駅へのホームドア設置について明記がないことに不安を抱いています。現在どのような情報収集をしており、進捗状況について伺っていることはあるか。
8. 小川駅西口地区再開発 区域内の交通安全対策について、工事中の仮設点字ブロックの敷設が行われました。設置後の評価と課題は何か伺います。また現地は通勤・通学の時間帯には歩行者・自転車通行の集中があることから、安全な誘導を求めるが市の見解を伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6(2024)年2月15日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 細谷 正

受付番号【 21 】 - (2 / 2)

27	26	25	24
23	23	22	21

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 滝山病院事件を踏まえ、生活保護受給者と精神科入院患者の人権擁護について問う

質問要旨 昨年 2 月、精神科、内科、人工透析、認知症介護を診療科目に掲げる八王子市内の滝山病院で、看護師による患者への暴行が明らかとなり、その後、同年 6 月までに同院の看護師ら 5 人が逮捕、書類送検され、7 月までに略式起訴され有罪が確定しました。さらに同年 8 月には、のちに不起訴となったものの、所沢市の生活福祉課らの職員が、虚偽の文書を作成して市内男性を滝山病院に入院させたとして書類送検されました。滝山病院問題の原因を究明し、転院・退院を希望する入院患者の状況を改善することなどを求める「滝山病院問題を考える市民と議員の連絡会議(以下、連絡会議という)」が、厚生労働省が毎年 6 月 30 日を基準日として全国の精神科病院等の状況を調査し公表している精神保健福祉資料いわゆる 630(ロクサンマル)調査(2021 年度)をもとに調べた結果、滝山病院では入院患者のうち 49%が生活保護受給者で、退院者のうち死亡して退院となる人の割合が 64%と、都内精神科病院の平均 5.9%と比べて大幅に多いことが明らかとなりました。また、連絡会議提供の資料によると、2021 年 6 月時点で滝山病院には小平市の生活保護受給者 2 人も入院していました。

1 昨年 2 月時点で、小平市の生活保護受給者で滝山病院に入院していた方の数、それらの方々がいつからどのような経緯で入院していたのか、またそれらの方々が退院されている場合は、退院に至った経緯をお教えてください。

2 小平市の最新の生活保護受給者数と、そのうち入院している方の数、および精神科とそれ以外の内訳、また現在精神科とそれ以外の入院患者の平均入院期間をお教えてください。

3 現在、小平市の生活保護受給者で精神科に入院している方がいる場合、本人の同意に基づく任意入院、精神保健指定医 1 人の診断と家族等の同意による医療保護入院、精神保健指定医 2 人の診断の結果が一致した場合に行政の権限で行う措置入院のそれぞれの人数をお教えてください。

4 生活保護受給者で入院している方にケースワーカーはどのように状況確認していますか。特に精神科に入院している場合、本人と面談はできているのかお教えてください。

5 生活保護受給者で精神科の医療を受けている人の数をお教えてください。また、それらの方々に対応するための精神保健福祉士の配置の必要性について、見解をお聞かせください。

6 現在、生活保護受給者以外の市民で、滝山病院に入院している方がいれば、その人数と転院・退院の意向の確認状況をお教えてください。

7 東京都は昨年 5 月中旬以降、東京精神保健福祉士協会に依頼し、生活保護受給者以外の滝山病院への入院患者と家族の意向調査を開始しましたが、昨年 11 月 28 日に連絡会議に対し、すでに 5 月ごろに退院を希望したけれどもまだ病院に残る約 25 人の情報をその方々がもと住んでいた市区町村に伝えて退院支援を任せ、今後退院支援の軸足は市区町村に移る、市区町村の社会福祉ネットワークで退院支援をやっていただく、と伝えました。生活保護受給者以外の滝山病院への入院患者への対応に関して、都から何らかの連絡はありましたか。

8 日本の精神科医療は、医療保護入院という形での強制的な入院が多く、入院期間も 31%が 5 年以上(2019 年 6 月 30 日時点)と長く、保護室等への隔離(閉じ込め)や身体の拘束、電話・面会・外出の自由の制限が医師の判断で日常的に行われているなど、構造的な問題を抱えています。厚生労働省は、精神科病院で入院治療を受けている者で、家族等がないなどの理由で市町村長が同意して医療保護入院となった人などを中心として、入院者の希望に応じて傾聴や相談、情報提供等を行う訪問支援員を都道府県が派遣する「入院者訪問支援事業」を始めています。市町村担当者は、入院者との面会時にリーフレット等を用いて事業を紹介する役割を担います。都に働きかけるなどして本事業を積極的に進めるべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 2 月 15 日 小平市議会議員 殿 小平市議会議員 氏名 水口 かずえ 受付番号【 24 】

27	26	25	24
24	24	24	23

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 小平市の防災体制について

質問要旨 今年1月1日に発生した能登半島地震では、6週間経過した時点で13,000人あまりの方が避難所で生活し、34,000戸以上で断水が続いていると報道されています。小平市における災害への備えについてお聞きします。

1 災害時の医療体制について、小平市医師会や小平市薬剤師会等の医療関係団体とはどのように連携されていますか。

2 東京都発行の令和4年度区市町村防災事業の現況(以下、防災事業の現況という)によると、26市のうち東村山市、国分寺市など11市で災害時のボランティアについて登録制度を設けています。災害時には小平市社会福祉協議会内に小平市災害ボランティアセンターが設けられますが、災害時の一般ボランティアおよび医師や看護師など専門的な知識や技能を有する専門ボランティアの事前の登録制度を設けてははいかがでしょうか。また、市の避難所運営マニュアル作成の指針によると、語学のスキルを有するボランティアについては、小平市災害時外国人支援センター(小平市国際交流協会)での登録対象とするとされていますが、何名が登録され、どのように活動するのでしょうか。津田塾大学との災害時における語学ボランティア活動に関する協定に基づき、事前登録されている学生語学ボランティアの人数と登録言語の種類もわかればお教えてください。

3 防災事業の現況によると、自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数を市内世帯数で除した自主防災組織活動カバー率が小平市は23.0%で、武蔵野市の100%や府中市の52.3%などより低く、26市中4番めに低くなっています。その要因について見解をお聞かせください。また、消防庁発行の「自主防災組織の手引」は、自主防災組織の連携の必要性と効果について触れています。防災事業の現況によると、26市のうち三鷹市、小金井市、国分寺市など10市で自主防災組織の連合体があるとされていますが、小平市では必要ないのか見解をお聞かせください。

4 市は昨年2月に福祉避難所運営マニュアル作成のためのガイドラインを策定しました。現在、マニュアルの作成に取り組んでいる福祉避難所の数をお教えてください。また、公共施設マネジメント推進計画では、小学校建て替えの際に学区域内の地域センターは統合することにより、福祉避難所としての地域センターの数が減ることになりますが、福祉避難所の収容人数の点から問題ではないでしょうか。

5 防災事業の現況によると、小平市で登録されている避難行動要支援者2894人が市内人口に対する割合1.5%は、26市のうち小金井市の1.2%に次いで低い値ですが、低い理由について見解をお聞かせください。また、避難行動要支援者の個別計画の策定状況をお教えてください。

6 防災事業の現況では、移動用発電機61台が市内避難所に配備されているようですが、非常用電源用燃料と併せてどこにどう配置されているのかお教えてください。また、八王子市、羽村市、あきる野市では、非常用電源として再生可能エネルギー発電設備(蓄電池付)を市内数か所に配備していますが、小平市でも導入してはいかがでしょうか。

7 非常用水源について

① 小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本設計方針の素案では、校内のプールを廃止し、マンホールトイレの水源として、容量92m³の貯留水槽を活用することになっています。学校プールの貯留量を360m³とした場合と比べて、3分の1に満たない量となってしまいますが、問題ではないでしょうか。

② 国分寺市や西東京市、町田市などでは、プールの水や河川水を生活用水として使えるようにするための浄水器やろ水器を備蓄していますが、小平市では必要ないでしょうか。また、市内の用水路の水を非常時に活用することもできるのではないのでしょうか。

③ 防災事業の現況によると、26市中17市に市所有の井戸があり、そのうち国分寺市、西東京市など6市は手押しポンプの井戸を所有しています。災害時には手押しポンプの井戸が有効だと思いますが、市内での必要性について見解をお聞かせください。また、小金井市、東久留米市など4市では民間所有の井戸の水を飲用可としています。市内の震災対策用井戸の水を飲用することはできないのでしょうか。

8 災害時用の生理用品や、乳児用、介護用の紙おむつやおしりふきの備蓄量について、何人が何日くらい使用できる量がどこに備蓄されているのかお教えてください。

9 避難所での女性に対する暴力の防止、安全確保のための対策をお教えてください。

10 市の避難所運営マニュアル作成の指針では、補助犬は居住スペースに同伴可能だが、アレルギーの可能性を考慮し、居住スペースを分ける等の配慮を検討するとされています。避難所に補助犬同伴者専用の居住スペースが設けられた場合、そこにペット同伴者も居住することはできないのでしょうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年2月15日 小平市議会議員 殿 小平市議会議員 氏名 水口 かずえ 受付番号【 24 】

27	26	25	24
24	24	24	23

再質問の方式
一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 進み始めた中央公園グラウンドの人工芝整備について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

中央公園グラウンドの改修に関する基本的な方向性(中間報告) について、人工芝によるグラウンド(サッカー場)と全天候型の陸上トラックの整備が示されたことは非常に悦ばしい。令和9年度の供用開始に向け、今後の事業の展望について以下伺う。

- ① 一般論として、Park-PFIを採用することによる財政的なメリットは何か。
- ② 仮にグラウンド西側への照明やスプリンクラーを仮整備するとき、これらの整備費用については Park-PFIを採用したときの国の補助対象となりうるか。
- ③ 公認陸上競技場を第4種ライトで整備するとき、投てき等のスペースを活用して、サッカー場の拡大(成人用サイズ 105m×68m)をするべく、関係団体と協議すべきと考えるが、市の見解を伺う。
- ④ Park-PFI検討の過程で、ネーミングライツの導入などの検討はあったか。
- ⑤ Park-PFIを採用したと仮定して、人工芝の整備にかかる民間団体の補助金の併用は可能か。
- ⑥ 中央公園グラウンドの整備に係る費用(総額)の概算、およびそのうち一般財源・市債等の市の持ち出しはいくらになる見込みか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 2 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 福室 英俊

受付番号【 26 】

27	26	25	24
26	25		

再質問の方式
一問一答方式

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 小平市立小平第十三小学校の天然芝の校庭について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

小平市立小平第十三小学校の更新に伴い、市立小学校唯一の天然芝の校庭の取扱について以下伺う。

- ① 令和4年度の決算ベースで、天然芝の維持管理にかかる費用の内訳を伺う。
- ② 天然芝であることの費用対効果について、市の見解を伺う。
- ③ 天然芝の維持について、人手不足が続くボランティアを今後どのように確保していくか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和 6 年 2 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 福室 英俊

受付番号【 26 】

27	26	25	24
26	25		

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式
一問一答方式

質問件名 急増する梅毒から考える、小平市の性教育と性感染症予防について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

梅毒の感染が全国的に増えていることを受け、以下、質問をする。

- ① 梅毒について、直近の小平市民の感染者数について、市で把握しているか。
- ② 東京都多摩小平保健所での HIV・梅毒検査、性器クラミジア・淋菌感染症検査の利用状況は。
- ③ ②にかかる広報について市が取り組んでいることは。
- ④ 市立中学校では以下の項目について、どのような学びの機会が提供されているか。
 - ・スポーツと月経不順の関係について
 - ・性感染症について
 - ・出会い系サイト・マッチングアプリについて
 - ・リベンジポルノについて
- ⑤ 外部講師を活用しての性教育・性感染症にかかる授業の実施についての教育長の見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 2 月 15 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 福室 英俊

受付番号【 26 】

27	26	25	24
26	25		

-(3 / 3)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 小川駅西口地区市街地再開発事業の進捗とにぎわいの創出について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

小川駅西口地区市街地再開発が見て分かる形で進んでいます。期待の声を聞く一方で、駅前の通路など急激な変化に利用者の理解が追いついていない状況も聞こえてきます。完成まではもうしばらくかかることから、一つ一つの状況に丁寧に対応していくことが重要であると考えます。また市街地再開発事業が行われる中で、小川西町地域で新たに事業を行いたいと考える人も出てきています。実際には場所の問題など中々進まないのが現状のようですが、地域を見渡すとシャッターが降りている店舗も複数見受けられます。上手く繋ぐことが出来れば新たなにぎわいの創出になると考えることから以下質問致します。

1. 解体工事が始まり駅前の雰囲気が変わりました。夜間の灯りの確保はされていますが、工事前と比較してどの程度の明るさを確保出来ているのか伺います。
2. 駅前の道路の状況が変わり、既存の商店街へのルートが分かりにくいとの声を聞きます。現在の通路が工事完成まで続くのか、途中で状況が変わるのか、今後について伺います。
3. 状況の変化で利用者が混乱しないような工夫をしていくべきと考えますが見解を伺います。
4. 当該地域周辺には空き家、空き店舗が複数見られます。積極的に借り手を探している物件とそうではない物件と温度差も感じられます。各店舗の状況確認等、この機に行う価値があると考えますが見解を伺います。
5. 残念ながら、お店を閉められる店舗も見受けられます。にぎわいの創出策の一つとして、事業承継に自治体として支援していく手法も地方では取り入れられています。現在の小平市の考え方について伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年2月14日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 吉本ゆうすけ

受付番号【 12 】

27	26	25	24
27	26	25	24

- (1 / 3)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 市境地域の課題解決に向けて

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

市境地域の課題を解決しようと考えるとき、小平市だけで解決出来ないケースがあります。例えば災害等発生時に避難する際、一番近い避難所が市外である場合、市民が近隣の自治体のお世話になるケースが考えられます。また、目の前の道路が近隣市の管轄になっている場合、歩道の整備を希望しても小平市が勝手に行うことが出来ないため思うように進まないことがあります。その他、市境地域特有の課題は幾つもあると考えられますが近隣市との連携でどこまで解決出来るのか。他市が管理しているエリアについて小平市がどこまで関与することが可能なのか、以下伺います。

1. 災害時に市外の避難所へ避難する訓練をしている自治会等があると聞きました。市内の状況についてどこまで把握されているか伺います。
2. 市外の避難所へ避難した小平市民の支援体制について近隣市との調整をどのように行っているのか伺います。
3. 近隣市から避難民を受け入れるケースについてはどこまで想定されているのか伺います。
4. 萩山駅前の歩道について、当事者団体から長い間点字ブロックの要望がされていますが、東村山市の管理下であることから要望を伝えることしか出来ていないと捉えています。小平市として解決のために東村山市の理解の下、敷設工事を行うことは出来ないのか伺います。
5. 近隣市との市境の道路について、市民から要望があっても管理下にないため、工事を行えないエリアをどこまで把握しているか。また近隣市から要望を受けているが実際に進んでいない整備があるのか伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 6 年 2 月 14 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 吉本ゆうすけ

受付番号【 12 】

27	26	25	24
27	26	25	24

-(2 / 3)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式
1 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 市の窓口改善の取組について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

市は、令和元年7月1日から窓口業務委託の本格実施をしています。これまでの経緯は、平成27年4月に、市民から見てよりわかりやすく利便性が高く、職員にとって円滑に業務が遂行できる組織を目指して大規模な組織改正を行い、新たな環境の変化や制度改正に対応し、窓口業務をより効率的かつ効果的に遂行する必要があるとして、窓口改善のさらなる取り組みを開始したと認識しています。本格実施を始めて5年が経過したことを踏まえ、これらの一連の窓口改善の取り組みが、費用対効果を含めて市民サービスの向上に資するものになっているか、進捗状況の検証の観点から、以下質問いたします。

1. 小平市窓口サービス改善の方針に掲げた四つの取り組み方針の18施策について、進捗状況をお示ください。
2. 市は窓口改善の目標として、市役所での滞在時間の短縮を掲げていますが、総合窓口をスタートさせてから待ち時間の変化はどのように改善されてきたのかお示ください。
3. 窓口における多言語対応について、現状とこれまでの対応実績についてお示ください。
4. 現時点において、窓口改善の取り組みに投資した予算はどのくらいで、費用対効果はどのようになっているのかお示ください。
5. 移動弱者である、福祉の窓口を利用する市民への窓口改善、いわゆるワンストップ化について、これまでの検討状況と今後の取組について見通しがあればお示ください。
6. 市が考えている窓口サービス改善の取り組みの最終形についてお示ください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和6年2月14日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 吉本ゆうすけ

受付番号【 12 】

27	26	25	24
27	26	25	24

-(3 / 3)